

いじめ防止基本方針 大村高等学校定時制

「いじめ防止」に関する具体的な取り組みといじめ対策委員会

ア. 目的

いじめを未然に防止し、生徒が個人として尊重される学校をつくる。

イ. いじめ対策委員

教育相談部主任、保健主事、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、担任・副担任、部活動顧問、育友会会長、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

ウ. 活動内容

① いじめの未然防止（企画と対策）

- ・人権の尊重と生命への畏敬を根底とした人権教育を実施する。
- ・生徒指導部、保健・教育相談部と連携し、集団指導・個別指導や相談活動を実施する。
- ・生徒の個人情報に関する引き継ぎを行い、生徒理解に努める。
- ・学校と家庭及び学校と地域の連携を図る。
- ・いじめ問題や不登校生徒に関する問題についての校内研修会を企画・運営する。

② いじめの現状把握（情報収集のための手立て）

- ・全校生徒への「被害調査」を実施する。
- ・生徒指導部、保健・教育相談部による学校内外の巡視を行う。
- ・学級担任、スクールカウンセラーによる生徒及び保護者との面談を随時行う。

③ いじめ問題の中心組織として

- ・いじめ（の疑い）に係る情報を入手した時、緊急会議を開き、情報の共有・聴取・指導・支援体勢を確立し、保護者への連絡等を実施する。

エ. いじめ対策に関する組織

